

## 認定こども園の認定基準取扱要綱

平成18年12月22日児第923号制定

### (趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第4条第2項の規定による認定こども園の認定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年千葉県条例第64号。以下「条例」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年千葉県規則第123号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (市町村との連携)

第2条 知事は、私立認定こども園の認定の申請があった場合については、市町村に保育料、子育て支援の事業、選考の公平性、開所時間及びその他必要な事項について意見を求めることとする。

2 知事は、私立認定こども園の認定後において、市町村と適切な指導監督を目的とした情報の共有を図るものとする。

### (定員)

第3条 認定こども園の定員規模は、地域における教育及び保育の状況並びにこども園の管理運営の観点から適切なものであることとし、400人に地域の保育状況を勘案した人数を加えた数を上限とする。

### (職員配置)

第4条 条例別表(以下「別表」という。)職員配置の項に規定する保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式により短時間利用児及び長時間利用児別に子どもの数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times 1/3) \\ &+ (1 \text{ 歳児及び} 2 \text{ 歳児} \times 1/6) \\ &+ \{ (3 \text{ 歳の短時間利用児} \times 1/30) \\ &+ (4 \sim 5 \text{ 歳の短時間利用児} \times 1/35) \\ &+ (3 \text{ 歳の長時間利用児} \times 1/20) \\ &+ (4 \text{ 歳及び} 5 \text{ 歳の長時間利用児} \times 1/30) \\ &\text{の合計と必要学級数を比較して多い数} \} \end{aligned}$$

(職員資格)

第5条 施設設置者は、別表職員資格の項基準の欄第3号及び第4号ただし書の規定により、保育士資格のみ取得している者が学級担任となる場合及び幼稚園の教諭の免許状のみを取得している者が満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する場合は、幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格の具体的な取得方法を知事に提示しなければならない。

2 私立認定こども園の長の有すべき能力については、幼稚園の長又は認可保育所の長の資格要件を満たさなければならない。

(施設設備)

第6条 別表施設設備の項基準の欄第1号のイの規定については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 児童の交流が可能な時間・距離であり、同一市町村内であることを原則とする。

(2) 児童の計画的な交流の機会を設けていること。

(3) 計画的な職員の研修・交流を図ること。

2 別表施設設備の項基準の欄第1号のロの規定については、バスや徒歩などの具体的な移動の方法及び安全確保の方法を提示しなければならない。

3 児童の交流を行う施設設備については、実施する教育及び保育内容に照らして適切な環境の確保が可能な施設設備を備えていること。

(教育及び保育の内容)

第7条 別表教育及び保育の内容の項基準の欄1号に規定する知事が別に定める保育所保育指針は、平成11年10月29日付け児発第799号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」をいう。

2 別表教育及び保育の内容の項基準の欄第2号に規定する知事が別に定める事項は次のとおりとし、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(1) 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなけ

ればならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

## (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

(1)に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次のアからエまでに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

### (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、(2)に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次のアからエまでに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満三歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせることが望ましいこと

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

### (4) 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次アからエまでに掲げる点に留意しなければならない。

ア 満三歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳に満たない子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域・家庭・認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満三歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上

の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

#### (5) 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のアからクまでに掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育・発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味・関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

#### (6) 小学校教育との連携

認定こども園は、次のアからウまでに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質の向上等)

第8条 別表保育者の資質向上等の項基準の欄に規定する知事が別に定める事項は次のとおりとし、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等及び認定こども園の長となる者の能力の向上を図るための具体的な措置をすること。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

- (2) 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらの会議を定期的に行うこと。また、そのために必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。  
その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。
- (6) 教育、保育及び子育て支援に関する研修を実施すること。

(子育て支援)

第9条 別表子育て支援の項基準の欄に規定する知事が別に定める事項は次のとおりとし、地域の実情を踏まえた子育て支援の提供及び保護者が希望するときに利用可能な日数を開所する。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯、特に在宅育児家庭に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- (2) 子育て支援事業としては、育児不安等の相談事業、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的实施・普及促進、地域の保育資源の情報提供及び家庭的保育を行う者への支援等地域の実情を踏まえつつ実施することとし、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携し、ネットワーク化を図る等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

(認可外保育施設)

第10条 別表の備考2号の2及び4号に規定する認可外保育施設については、条例で定める事項のほか「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める基準を満たさなければならない。

(運営の状況の確認)

第11条 認定こども園の認定を受けた施設は、認定後5年間ごとに第13条に定める運営の報告書に加え、第12条に掲げる書類を併せて提出するものとする。

2 知事は、前項に定める運営の報告書の提出があった場合について児童家庭課主導による現地確認等を行い、認定こども園として必要な要件が確保されているか確認するものとする。

3 知事は、現地確認等による認定こども園として必要な要件の確保が確認できない施設については、法第10条の規定により認定の取消しを行う。

(認定の申請)

第12条 規則第2条の認定こども園認定申請書には、条例第2条に規定する基準に適合していることを証するため、次の書類を添付すること。

(1) 職員配置・資格調書(別添1)

(2) 認定こども園の長の履歴書及び資格を証明する書類の写し

(3) 位置図(連携施設の場合は、施設間の距離がわかるもの。それぞれの施設が離れている場合は、児童の移動方法及び安全確保の方法に関する書類を添付すること。)

(4) 配置図

(5) 各階ごとの平面図(部屋の名称・面積がわかるもの)

(6) 面積基準等調書(別添2)

(7) 屋外遊戯場の求積図(屋外遊戯場が離れている場合は、児童の移動方法及び安全確保の方法に関する書類を添付)

(8) 食事の提供方法に関する書類(外部搬入の場合)

(ア) 外部搬入調書(別添3)

(イ) 受託業者の概要及び契約書写し

(ウ) 食育に関する計画書

(エ) 食材・栄養素量計算がわかる献立表写し(1ヶ月分)

(9) 教育及び保育の内容に関する書類

(ア) 年、学期、月、週、日々の指導計画書(連携施設の場合は、児童の具体的な交流の計画内容を記載すること。)

- (イ) 市町村教育委員会との連携状況
- (10) 保育者の資質向上に関する研修計画調書（別添４）
- (11) 子育て支援に関する調書（別紙５）
- (12) 情報開示に関する書類（パンフレット等）
- (13) 入園の選考方法に関する書類
- (14) 防災、防犯及び子どもの健康等に関する調書（別添６）
- (15) 補償に関する書類（契約書等写し）
- (16) 自己評価、外部評価等に関する書類（別添７）
- (17) 既存施設の利用者に対する説明会等の実施に関する書類
- (18) 理事会及び評議委員会の議事録の写し

（運営の状況の報告）

第13条 規則第5条の認定こども園運営状況報告書には、次の書類を添付すること。

- (1) 職員配置・資格調書（別添８）
- (2) 施設間の距離がある場合は、次の書類を添付すること。
  - （ア 児童の交流に関する実績報告書（別添９）
  - （イ） 職員の交流・研修に関する実績報告書（別添10）
- (3) 食事の提供方法に関する書類（外部搬入の場合）
  - （ア） 外部搬入調書（別添11）
  - （イ） 受託業者の概要及び契約書写し
  - （ウ） 食育に関する実績報告書
  - （エ） 食材・栄養素量計算がわかる献立表写し（1ヶ月分）
- (4) 教育及び保育の内容に関する書類
  - （ア） 年、学期、月、週、日々の指導計画書
  - （イ） 市町村教育委員会との連携状況
- (5) 保育者の資質向上に関する研修計画実績報告書（別添12）
- (6) 子育て支援に関する実績報告書（別添13）
- (7) 情報開示に関する書類（パンフレット等）
- (8) 入園の選考方法に関する書類
- (9) 防災、防犯及び子どもの健康等に関する実績報告書（別添14）
- (10) 補償に関する書類（契約書等写し）
- (11) 自己評価、外部評価等に関する実績報告書（別添15）

附 則

この要綱は、制定日から施行する。



別添2 面積基準等調書

1 建物状況

建物構造	鉄コン・重鉄骨・軽鉄骨・ブロック 木・木モルタル・その他( )		耐火建築の有無 1	有(耐火・準耐)無	定員	0歳	1歳	2歳
	建築年月日	年	階	階		3歳	4歳以上	合計
		昭和56以前に建築された施設の場合、耐震診断の実施状況	実施済	耐震診断の結果	改修の必要 有 無			
		年	未実施	改修の必要がある場合	改修済 未改修			
備 区 分		認定こども園の基準		床面積	室数	階数	備考	
乳児室	1人4.95㎡	併せて		2			3	
ほふく室	1人4.95㎡	1人4.95㎡						
保育室(3歳未満児)	1人3.0㎡	併せて 5		2			3	
保育室(3歳以上児)	1人3.0㎡	1人3.0㎡						
遊戯室	1人3.0㎡							
小 計								
調理室								
子育て支援室								
一時保育用保育室 4							3	
その他								
合 計【園舎面積】								

2 用地の状況

区 分	自己所有 の有・無	自己所有でない場合			面 積	
		現 所 有 者 名	地上権の場合 (設定期間)	賃貸借の場合 (賃貸借期間)		
屋外遊戯場用地						

- 1 - 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(簡易耐火建築物等(同号ロ)は含まれません。)の場合、有を で囲み、耐火(耐火建築物)か準耐(準耐火建築物)のいずれかを で囲んでください。
- 2 - 乳児室専用の部屋を設ける場合は左上の欄に記入し、ほふく室専用の部屋を設ける場合は左下の欄に記入し、乳児室兼ほふく室を設ける場合は全部の欄に記入してください。保育室及び遊戯室についても同様とします。なお、乳児室兼ほふく室とする場合には、事故防止の観点から、ほふくする児童とほふくしない児童の保育を行う場所を区画するため、明確な段差やベビー・フェンス等を設けてください。
- 3 - 有効面積(収納設備等を除いた面積)を記入してください。壁面等の内法で計算してください。有効面積から最低基準及び指導基準の適否を判断し、記入してください。
- 4 - 行う場合人数を備考に記入してください。
- 5 - 合計面積が建築基準法上の延べ床面積と同じになるようにその他の欄に残りの面積を全て記入してください。

### 別添3 外部搬入調書

#### 1 認定こども園における調理設備の内容

#### 2 栄養士の配置状況等

##### (1) 配置(勤務)場所

##### (2) 献立等について栄養士による指導を受けられる体制の状況

#### 3 認定こども園の体制

##### (1) 受託業者の衛生面、栄養面の安全性を確認する者

##### (2) 衛生面、栄養面の確認方法

##### (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者

##### (4) 児童の食事の摂取状況を把握する者

#### 4 受託業者の体制等

##### (1) 栄養士の配置状況

##### (2) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

#### 5 給食の実施状況

	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間			

#### 6 食物アレルギー、アトピー等への配慮

#### 7 特段の事情

注 衛生面、栄養面等についての確認については、別添平成9年3月24日厚生省生活衛生局通知「大量調理施設衛生管理マニュアル」等により安全性の確認を行い、必要に応じ点検表等の結果を添付すること。

別添4 保育者の資質向上に関する研修計画調書

研修内容	参加対象職員	回数・時期	非常職員の配置又は勤務体制の組立等の配慮

別添5 子育て支援に関する調書

法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業	
【内容】	
【開設日・時間】	
【利用見込み数】	
【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の機関及び人材等の活用など)	
【対象】	
【職員の状況】	
【利用料】	
法施行規則第2条各号以外の子育て支援事業	
事業名	
事業概要	【実施内容等】

別添6 防災、防犯及び子どもの健康等に関する調書

保険の状況	呆険の種類	
	保険事故 (内容)	契約期間、給付内容等
	保険金額	
提携医療機関 又は囑託医	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	提携内容	
消火用具の設置	有(消火器  その他)	
避難消火訓練	(実施回数  回/年  ・ うち図上訓練  回/年)	
保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有  無
	緊急連絡帳の作成	有  無
児童の健康診断	入所時	
	入所後	
ケガや病気の時の処置	保護者への連絡  医療機関での受診  その他( )	
備えられている医薬品	体温計  水まくら類  外用・消毒薬  絆創膏類  その他( )	
感染症への対応	再登園に当たっての取扱い(医師の治癒証明等の提出  有  未実施)	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止  実施  未実施	
安全確保	○安全対策  適  不適	
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室  玄関  非常口  階段  通路  台所  便所  浴室  ベランダ  園庭  門扉)	
	○事故防止  適  不適	
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う等、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	緊急時の対策  適  不適	
	不審者の立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。	

別添7 自己評価、外部評価等に関する調書

自己評価、外部評価等の概要	
苦情相談体制等の概要	

別紙 8 職員配置・資格調書  
年齢ごとの定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
長時間利用児							
短時間利用児							
学級数							

認定後における入園予定者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
長時間利用児							
短時間利用児							
学級数							

職員の配置状況

氏名	職名	資格	勤務形態	勤務時間帯
	(記入例) 学級担任 (年少)	(記入例) 両資格	常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )
			常勤 非常勤	~7時 9時 11時 13時 15時 17時 19時 21時~ - --- --- --- --- --- --- --- ---  ( : ~ : )

1 保育士資格のみ取得している者が学級担任となる場合及び幼稚園の教諭の免許状のみを取得している者が満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する場合は、資格取得に向けた進捗状況の報告書を添付すること。

別添9 児童の交流に関する実績報告書

【交流内容】
【評価及び反省点等】

別添10 職員の交流・研修に関する実績報告書

【交流・研修内容】
【評価及び反省点等】

## 別添11 外部搬入調書

### 1 認定こども園における調理設備の内容

### 2 栄養士の配置状況等

#### (1) 配置(勤務)場所

#### (2) 献立等について栄養士による指導を受けた体制の状況

### 3 認定こども園の体制

#### (1) 受託業者の衛生面、栄養面の安全性を確認した者

#### (2) 衛生面、栄養面の確認方法

#### (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与えた者

#### (4) 児童の食事の摂取状況を把握した者

### 4 受託業者の体制等

#### (1) 栄養士の配置状況

#### (2) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施結果

### 5 給食の実施状況

	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間			

### 6 食物アレルギー、アトピー等への配慮

### 7 特段の事情

注 衛生面、栄養面等についての確認については、別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」等により安全性の確認を行い、必要に応じ点検表等の結果を添付すること。

別添12 保育者の資質向上に関する研修実績報告書

研修内容	参加対象職員	回数・時期	非常職員の配置又は勤務体制の組立等の配慮

研修内容に対する評価・反省点を記載すること。

別添13 子育て支援に関する実績報告書

法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業	
【内容】	
【開設日・時間】	
【利用実績】	
【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の機関及び人材等の活用など)	
【対象】	
【職員の状況】	
【利用料】	
【評価及び反省点】	
法施行規則第2条各号以外の子育て支援事業	
事業名	
事業概要	【実施内容等】

別添14 防災、防犯及び子どもの健康等に関する調書

保険の状況	呆険の種類	
	保険事故 (内容)	契約期間、給付内容等
	保険金額	
提携医療機関 又は囑託医	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	提携内容	
消火用具の設置	有(消火器 その他)	
避難消火訓練	(実施回数 回/年 ・ うち図上訓練 回/年)	
保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有 無
	緊急連絡帳の作成	有 無
児童の健康診断	入所時	
	入所後	
ケガや病気の時の処置	保護者への連絡 医療機関での受診 その他( )	
備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 その他( )	
感染症への対応	再登園に当たっての取扱い(医師の治癒証明等の提出 有 未実施)	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施	
安全確保	○安全対策	適 不適
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)	
	○事故防止	適 不適
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う等、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	緊急時の対策	適 不適
不審者の立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。		

別添15 自己評価、外部評価等に関する調書

自己評価、外部評価等の実績	
苦情相談体制の実績	